

令和8年度 新発田市園芸産地サポート事業実施要領

第1 趣 旨

新発田市園芸産地サポート事業（以下「事業」という。）の実施については、新発田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び新発田市園芸産地サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 事業目的

県内外に誇る園芸品目の生産量の拡大等を目的に、作付面積の拡大等に対する支援を行うことで、有力な園芸品目の競争力の強化及び園芸導入による農業所得の向上・安定化等を図る。

第3 事業実施基準

1 実施区域

市内全域とする。

2 事業主体

事業主体は、販売を目的として生産拡大を行う市内の農業者又は集落営農等とする。

3 事業実施期間

事業の実施期間は、1年とする。

4 申請期間

申請期間は、令和8年4月1日から令和8年11月30日までとする。

5 内容及び採択基準

別表及び以下の採択基準のとおりとする。

- (1) 「事業計画書」には、今後の販売計画について明記するとともに、事業内容ごとに対象品目の栽培状況を明記する。
- (2) 土づくりにおいては、新発田市有機資源センターの堆肥等の活用に努めること。

第4 助 成

- (1) 市は、毎年度予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとする。
- (2) 補助率等は、別表のとおりとする。

第5 雑 則

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

事業内容	補助率	支援内容	採択基準
(1) アスパラガスの新植及び改植の拡大支援	新植（面積拡大）： @200 千円以内/10a 改植： @150 千円以内/10a	アスパラガスの新植（面積拡大）及び改植に対して、初年度の収入減に対する補助として、面積に応じて定額支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1a 以上の面積拡大に対して支援する。 ・ 交付額は、現地確認により決定する。
(2) 有力園芸品目の拡大支援	対象品目： イチゴ（越後姫） @200 千円以内/10a 対象品目： ねぎ、 さといも @60 千円以内/10a	対象品目の新植（面積拡大）に対して、面積に応じて定額支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1a 以上の面積拡大に対して支援する。 ・ 交付額は、現地確認により決定する。 ・ 事業内容ごとに対象品目の合計面積の拡大に対して支援する。
(3) 土地利用型園芸品目の拡大支援	対象品目： ブロッコリー、 たまねぎ、 キャベツ、 えだまめ @30 千円以内/10a		
(4) アスパラガスの施設化支援	施設化支援対象事業費（税抜）の 1/2 以内 補助額上限： @250 千円/10a ※対象事業費は簡易雨よけの導入資材費及び既存の骨組みを活用し新たに被覆する被覆資材費	簡易雨よけの導入及び既存の骨組みを活用した施設化に対して支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産量の増加を目標とすること。